

「もらええるかもしれない」日本の年金 (前編)

ご存知ですか？年金制度

米国在住の日本人の方で、以前日本で暮らしていたところに加入されていた国民年金、厚生年金、共済年金など日本の年金制度を現在受給している、または将来受給に向けて関心を持っている方はどれ位いらつしやるでしょうか？おそろく

▼大分昔のことなのですっかり忘れてしまった
▼年金なんて聞いたことないし、自分には縁のない話だ
▼短期間の加入だし自分には貰えないはずだ
▼多分少額だし手続が面倒なのでそのまま…

とお考えの方が少なくないのではないのでしょうか？年金は将来の老後の生活のため、若くて働ける現役時代のうちに少しずつ自分のお金を積み立てていく法律に基づいた国の制度です。たとえ昔のことでも、また積み立てた金額が小さくても、年金保険料として支払った記録はしっかりと保管されておき、必要な手続を踏めば必ず積み立てた額に見合った年金を受け取ることが出来ます。

でも「年金は長期間加入して保険料を払い続けないと、貰えないのでは？」とおっしゃる方が

いるかもしれません。確かにその通りなのですが、海外在住の方は短い加入期間でも受給できる場合があるのです。

そこで今回は米国在住の日本人の方々が知っておくと便利な年金のしくみについてご紹介します。なお、年金制度には老齢年金、障害年金、遺族年金、家族年金などの種類がありますが、今回は皆様が将来老後に受給できる老齢年金についての紹介です。

日米両国の年金制度

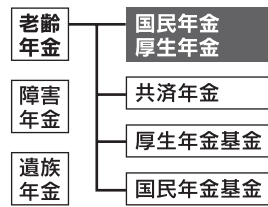
① 米国の年金制度の概要

米国の年金制度（社会保障制度＝Social Security）では、勤めている企業が社会保障税を納入していれば年金に加入していることになり、退職年金を受給するには40クレジット（1クレジット＝3ヶ月）となるため、トータル10年間の加入期間が必要で、現在66歳から受給できます。

② 日本の年金の概要

一方日本の年金制度ですが、個人事業主などが加入する国民年金、給与所得者（サラリーマン）が加入する厚生年金、公務員が加入する共済年金、そして一部の企業が適用

日本の年金の種類



している企業年金（厚生年金基金）や国民年金基金連合会が運営する国民年金基金など種類が多くやや複雑です。ここでは多くの方がかわつていく日本年金機構（旧社会保険庁）が取り扱う公的年金（国民年金、厚生年金）についてお話しします。

注目すべき点

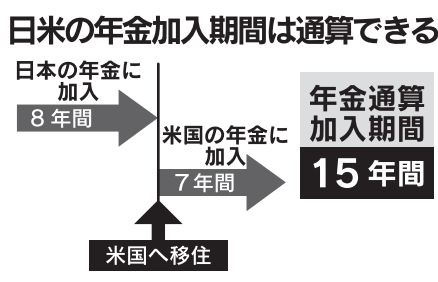
では次に知っておくと便利な情報を2つご紹介します。

① 日米両国で加入した場合、両国での加入期間を通算（合計）できる

日本→米国へ移住、日本→米国→日本、といったように両国に住んで両方の年金制度に加入された場合の取り扱いはどうなるのでしょうか？例えば、Aさんという方がいて、日本で国民年

金または厚生年金に8年間年金に加入し、その後脱退し米国に移住して7年間米国の年金に加入していたとします。日本の年金加入期間は8年間で将来年金を受給するのに必要な25年間を満たしておらず、また米国での年金加入期間は7年間で、同じく受給に必要な40クレジット（10年間）を満たしていません。この場合Aさんの年金受給についてはどのような取り扱いになるのでしょうか？答えは通算（合計）して15年間とすることが出来ます。

ここで出てくるのが「社会保障協定」というものです。この社会保障協定とは、異なる2国間の年金制度に対し年金加入者の不利益とならないようにするための2国間での取り決めで、現在日本は米国をはじめ15カ国と締結しています。この社会保障協定では、両国で加入していたそれぞれの年金の加入期間を通算（合計）して取り扱うことが出来ます。つまり上記のAさんの場合、日本の年金通算加入期間を15年間として申請することが出来ます。したがって米国の年金制度の受給に必要

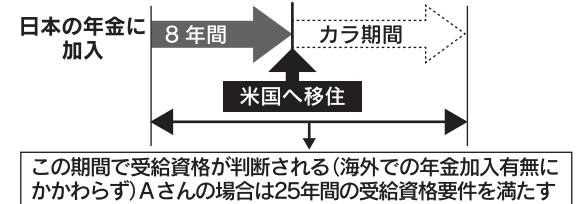


要な加入期間10年間の条件を満たしており、米国の退職年金を受給することが出来ます。ただしこの場合受給できる金額はあくまでも米国の社会保険庁からの7年間分となります。一方通算で15年間でも、日本の年金制度に必要な25年間は満たしていません。日本の年金の受給資格を満たすことはできません。（備考：日米年金制度を合算する場合、米国年金制度では最低6クレジットの加入が必要）

② 海外在住者に適用される合算対象期間（カラ期間）

「合算対象期間」とは年金の任意加入期間のこととで「カラ期間」とも呼ばれています。この間は強制加入でなくなるため保険料を支払わなくても加入期間扱いとなる制度です。そしてこの合算対象期間は日本から海外に移住した時点で適用されます。ただしこのカラ期間は60歳までの日本国籍（二重国籍は不可）の間のみ対象となります。先ほどのAさんの例では日本で8年間国民年金または厚生年金に加入し、そしてその後米国に移住してからの期間がカラ期間として受給資格に必要な加入期間となります。Aさんがもし23歳から30歳の8年間日本の年金制度に加入し、その後米国へ移住して60歳を迎えたとすると、カラ期間が30年間となり、日本の老齢年金の受給資格に必要な25年間の加入期間を満たすことになるので、米国

米国移住後の期間もカラ期間として受給資格に反映される



この期間で受給資格が判断される（海外での年金加入の有無にかかわらず）Aさんの場合は25年間の受給資格要件を満たす

の年金制度加入の有無にかかわらず老齢年金を受給することが出来ます。ただしこの場合の受給金額は年金保険料を払い込んだ8年間分の金額のみとなります。

このカラ期間を適用すると、以前日本の企業に就職して厚生年金などに加入し、その後退社して米国へ移住した方、自営業などで国民年金に加入していたがその後米国へ移住した方が多く、年金の受給資格を持っていないということになります。働いていた方だけでなく主婦の方も同様です。いかがでしょうか？

昔の年金記録を調べてみよう

このように日本の国民年金、厚生年金に加入していた方は、受給の可能性があるので、一度記録を調べることをお勧めします。ご高齢の方で年金支給開始年齢を過ぎてしまった方も申請手続きを行えばその時点から受給出来ますし、過ぎて

しまった分は遡って一括で受給することが出来ます（但し一定の制限あり）。また米国籍を取得していても受給権はなくなりません。

昔のことで全く覚えていない方も受給の可能性があるので忘れないうちに調べてください。サラリーマンとして自動的に会社の厚生年金に加入していた、サラリーマンの妻が被扶養者として自動的に国民年金に加入していた、両親が自分の国民年金を払っていた、など自分でも知らないうちに年金に加入し受給権が発生しているケースもあつたのです。「昔のことで覚えていないし、調べるのも大変

だし…」などと面倒くさがらずに、一度記録を調べてみましょう。思わぬボーナスが転がり込んでくるかもしれません。次回（後編）は手続きについて説明致します。

参考

- 日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/n/www/index.html
- 米国社会保障局 (SSA) ウェブサイト www.ssa.gov
- ライフメイツ社会保険労務士事務所 www.life-mates.jp
電話：213-327-8650（ロサンゼルスオフィス）
Email：info@life-mates.jp

連絡先

無料年金セミナーのご案内

「今すぐチェック！ 本当はもらえるかもしれない、日本の年金」

日時 2014年9月13日（土曜）13:30-15:30
場所 Redac Gateway Hotel (カリフォルニア州ロサンゼルス) www.redachotel.com/ja-jp
※旧Torrance Plaza Hotel

対象者 米国在住の日本人（なお年齢は59歳以上の方限定とさせていただきます）

定員 30名
参加申込 電話、FAX、Emailのいずれかにてお申し込み下さい（要予約）
TEL：213-327-8650（内田まで）
Email：info@life-mates.jp
※FAX/Emailの方はタイトル「年金セミナー参加希望」と氏名、年齢、連絡先（電話番号またはメールアドレス）を必ずお書き下さい
ライフメイツ社会保険労務士事務所
www.life-mates.jp/event/seminar2014Sep

主催

年金手続代行

加入期間が短くても受給できます（海外在住者）
戸籍謄抄本の取得も致します

実はもらえるかもしれない！
国民年金・厚生年金・共済年金の受給資格・査定額を無料でお調べ致します。本手続きのみ有料とさせていただきます。詳しくは下記へ
info@life-mates.jp 213-327-8650
www.life-mates.jp/nenkin
ライフメイツ社会保険労務士事務所

「もらえるかもしれない日本の年金」(後編)

手続の方法

今回は米国在住の方で日本の年金の加入期間が短い方でも年金を受給できる場合がある点について紹介しました。今回は実際に自分が年金をもらえるかどうか調べる方法や、年金の受給申請方法についてご紹介します。

サラリーマン、自営業者、主婦だった方の年金に関する窓口は日本国内の各市町村(一部市町村を除く)にある日本年金機構の年金事務所、または米国社会保障局(SSA)で手続できます。ただし後者は書類を受け付けるだけで実際は書類を日本年金機構へ送付するので時間がかかること、日本語のわかる担当者がいないこと、などの理由でスムーズな処理は期待できません。その点、日本の年金事務所ではとても親切に対応してもらえますので、定期的に日本へ行かれる方については年金事務所へ行かれるのが便利です。なかなか日本に行く機会のない方は、本人以外でも家族、親戚に依頼したり、代行業者に依頼したりすればわざわざ日本を訪問する必要はありません。但し本人以外の方が手続する場合は、本人からの委任状が必要です。

提出物、書類は次の通りです。

- ・年金請求書(窓口にある)
- ・生年月日を明らかにするもの(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、など)
- ・受取先金融機関の通帳や小切手等のコピー
- ・年金手帳(基礎年金番号以外の年金手帳をお持ちの場合)
- ・雇用保険被保険者証
- ・印鑑

▼ここまでは日本在住の方と同じ。ここから先は海外在住者のみ必要▲

- ・日本領事館による在留証明書
- ・戸籍の附表(出国時期を証明するもの)
- ・年金の支払いを受ける者に関する事項(年金受取金融機関の情報)
- ・租税条約に関する届出書

ウェブサイトで

まずは日本の年金機構のウェブサイトにアクセスしてみましょう。米国社会保障局のウェブサイトに日本年金に関する情報はあまり情報が掲載されていません。また、既に受給申請手続きをされた方のお知り合いにいらっしゃれば聞いてアドバイスを受けて見て下さい。次に日本在住時のご自

身の就労情報をできるだけ思い出し、みましょう。

年金事務所では記録を調べ際の参考情報になります。会社の書類や給与明細書などがあればさらに調べやすくなります。またご両親やご兄弟がいらっしゃるの加入の有無などについても聞いてみましょう。情報が集まったら来日時にご自身で年金事務所を訪問したり電話で問い合わせを見て下さい。来日の機会があれば、日本在住の家族や代理人(知人、専門業者など)でも可能です(但し委任状が必要)。

尚ウェブサイトの情報や、前号より紹介してききました年金制度や手続については一般的なケースでの説明となります。年金加入状況によっては

受給資格を得られない場合や、国籍の状況によって提出書類が異なります。また一部の企業が加入していた企業年金(厚生年金基金)については、日本年金機構ではなく各厚生年金基金(または企業年金連合会)、公務員だった方は公務員共済組合連合会などへの申請が必要で、さらに必要書類が準備できない場合の代替可能な書類や、海外在住者の場合印鑑がなければ署名での対応が可能など、個人個人によって対応も様々です。そういった難しさが不安な場合は専門の業者に依頼する方法をお勧めします。

無料年金セミナーのご案内

「今すぐチェック！ 本当はもらえるかも知れない、日本の年金」

日時 2014年9月13日(土曜) 13:30-15:30

場所 Redac Gateway Hotel (カリフォルニア州ロサンゼルス) www.redachotel.com/ja-jp
※旧Torrance Plaza Hotel

対象者 米国在住の日本人(なお年齢は59歳以上の方限定とさせていただきます)

定員 30名

参加申込 電話、FAX、Emailのいずれかにてお申し込み下さい(要予約)
TEL: 213-327-8650 (内田まで)
Email: info@life-mates.jp
※FAX/Emailの方はタイトル「年金セミナー参加希望」と氏名、年齢、連絡先(電話番号またはメールアドレス)を必ずお書き下さい

主催 ライフメイツ社会保険労務士事務所
www.life-mates.jp/event/seminar2014Sep

参考

- 日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/n/www/index.html
- 米国社会保障局(SSA)ウェブサイト www.ssa.gov

連絡先

- ライフメイツ社会保険労務士事務所 www.life-mates.jp
電話: 213-327-8650 (ロサンゼルスオフィス)
Email: info@life-mates.jp

本記事については2014年7月1日時点の情報となります。